

鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、飲食店等でテイクアウトの利用が拡大している事を鑑み、テイクアウト用容器をプラスチック製の使い捨て容器等からリユース容器や紙製等の環境配慮容器に切り替えること及び新たにリユース容器を貸し出すサービスを行う県内事業者を増やし、リユース容器を利用できる環境を整備することで、プラスチックごみの排出抑制や環境負荷の低減に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、令和3年1月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 本補助金の中止及び廃止
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(概算払)

- 第8条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、1回に限り概算払請求できるものとし、様式第4号を提出するものとする。ただし、別表第1欄第1項にかかげる事業については、交付決定額の2分の1の額（千円未満は切り捨て）を限度とする。
- 2 知事は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第5号によりあらかじめ通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
(1) エコテイクアウト推進	新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する県内の飲食店、旅館・ホテル	環境配慮容器購入費用 ※環境配慮容器の例 リユース容器、紙・竹製等のバイオマス素材使用容器、生分解性プラスチック使用容器、バイオマス素材配合用容器、エコマーク認証容器等	10/10	1事業者当たり 100千円（1回限り） 県内に複数店舗を営業者は、店舗数に関わらず200千円を上限とする。
(2) リユース容器提供サービス事業導入支援	新たに、リユース容器提供サービスを実施する県内事業者	リユース容器提供サービス事業実施に当たり、必要となる資機材購入費用 ※パソコン等の汎用製品の購入費は対象外	2/3	2,000千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金実施計画（報告）及び収支予算（決算）書

補助金申請にあたり、以下の事項について相違ありません。（交付申請時のみ）

【エコテイクアウト推進】
<input type="checkbox"/> 鳥取県内に、店舗を有する、もしくは営業している。
以下の新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/> 鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策協賛店又は鳥取県新型コロナ対策認証事業所
<input type="checkbox"/> 各業種で定める事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例を実施（予定を含む）
<input type="checkbox"/> その他（ ）
【リユース容器提供サービス事業導入支援】
<input type="checkbox"/> 鳥取県内の事業所で、新たにリユース容器提供サービスを実施する。

1 企業概要

名称		
代表者職・氏名		
所在地		
担当者		
担当者連絡先	電話	
	電子メール	
事業実施店舗	店舗名	所在地

2 事業実施計画（報告）及び収支予算（決算）書

(1) エコテイクアウト推進

①事業実施計画（報告）

事業実施期間：交付決定後～令和 年 月 日までに実施

事業計画内容：テイクアウト用容器に、環境配慮容器の導入

②収支予算（決算）書

科目	金額	内訳等
【容器購入費】	円	
<input type="checkbox"/> リユース容器		
<input type="checkbox"/> 紙・竹製等のバイオマス素材使用容器		
<input type="checkbox"/> プラスチック製容器（生分解性・バイオマス素材配合・エコマーク認証等）		
<input type="checkbox"/> その他（ ）		
小計（消費税抜）	円	交付申請額（実績報告額）
消費税	円	
合計	円	

(2) リユース容器提供サービス事業導入支援

①事業実施計画（報告）

事業実施期間：交付決定後～令和 年 月 日までに実施

事業計画内容：リユース容器提供サービスを開始するため、リユース容器、シンク・作業台、食洗機・乾燥機、食器（消毒）保管庫、その他（ ）を購入し、提供体制の整備を行う。

②収支予算（決算）書

【収入の部】

科目	予算（決算）額	資金の調達（予定）先
自己資金	円	—
借入金	円	
補助金	円	
その他	円	
補助事業総額	円	

【支出の部】

	予算（決算）額	摘要
【補助対象経費】		
小計①		—
【補助対象外経費】		
小計②		—
合計		
交付申請額 (実績報告額)		(小計①) × 2 / 3 ※千円未満切捨て

- (注) 1 補助対象経費については、購入する資機材ごとに記載すること。
 2 補助対象外経費については、費目毎（例 工事費）に記載すること。
 3 摘要欄には、資機材毎の内容、算定根拠等を記載することとし、別途に明細書を添付する場合は「別添経費明細書のとおり」としてもよい。

3 他の補助金の活用の有無

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援補助金
 緊急応援補助金＜経営危機克服型＞
 その他（補助金名 交付団体)
 同種の補助金の利用（予定を含む）はない

4 消費税の取扱

- 一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者

5 添付書類

	エコテイクアウト推進	リユース容器提供サービス事業導入支援
交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し ➤ 購入容器の見積書及び環境配慮容器に該当していることが分かる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資機材の見積書及び仕様が分かる資料
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象経費にかかる領収書の写し ➤ 口座振込依頼書 ➤ 環境配慮容器に該当していることが分かる資料（交付申請時資料から変更した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助対象経費にかかる領収書の写し ➤ 口座振込依頼書 ➤ 資機材の仕様書（交付申請時資料から変更した場合）

年 月 日

様

職 氏 名 印

○年度鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金（令和2年7月13日付第202000090078号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者

印

（自署の場合は押印不要）

○年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

 - 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円

 - 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れ控除税額
金 円

 - 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
 - 1の(1)
 - $(3 - 2) \times \frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$ 金 円
- （注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者

印

（自署の場合は押印不要）

○年度鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付で申請した鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金について、鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助申請額	
概算払希望額	
概算払を希望する理由	

添付書類 口座振込依頼書

様式第5号（第8条関係）

第 令和 年 月 日

（事業者名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |